

議 案 第 4 号

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の額の算出方法を見直すため、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び第7条」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「前7条」を「前6条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第8条」を「第7条」に、「第10条」を「第9条」に改める。